

令和8年度 単独公共 単独街路事業（計画調査）
前橋クリエイティブシティ 地元合意形成等支援業務委託
特記仕様書（案）

1. 適用範囲

本業務は、「群馬県設計業務委託仕様書」及び本特記仕様書に基づき行うものとする。なお、これらの規程に定めのない事項または適合しない事項については、発注者と受注者との協議により定める。

2. 業務の目的

本業務は、「県庁～前橋駅」間を対象とした道路空間の再編（トランジットモール化を含む）に向け、沿道住民・事業者等との合意形成を段階的に支援するとともに、将来的な道路空間・広場等の利活用および運営を担うエリアマネジメント組織の構築を見据えた検討を行うことを目的とする。

3. 履行期限

本業務の履行期限は、令和9年3月25日（木）とする。

4. 業務内容

<1. トランジットモール化に伴う関係者調整・合意形成>

沿道住民・事業者・来訪者に加え、交通事業者（バス会社、タクシー会社等）を含むステークホルダーごとに、合意形成に向けた段階的かつ双方向性のあるコミュニケーション手法を設計する。

また、本業務においては、将来的なトランジットモール化に向けた概ね2～3年後の合意形成達成を見据え、初期段階として関係者の意向把握および基礎的な情報収集を重視した取組を行う。

交通事業者については、トランジットモール化が運行計画や営業に及ぼす影響を踏まえ、事業内容の説明を行うとともに、現時点における運行上の課題、対応可能性及び今後の検討に向けた意見等の把握を行う。

なお、本業務の実施にあたっては、必要に応じて前橋市や関連するまちづくり団体、民間事業者等と適宜連携を図りながら進めること。

○現況把握（沿道利用状況等調査）

沿道住民及び沿道事業者を対象として、駐車場出入口、駐車需要（来訪目的別：業務・買物・送迎・配達）、営業時間等について調査を行い、現況を把握する。

また、交通事業者（バス会社、タクシー会社等）についても、運行経路、停留所配置、運行頻度、利用実態等を把握し、交通運用の現状を整理する。

なお、土地・建物所有者については、過年度調査結果（登記情報等）を基に、土地所有者150名、建物所有者500名程度を想定する。

○合意形成計画

沿道住民及び沿道事業者、交通事業者（バス会社、タクシー会社等）等のステークホル

ダーごとに、合意形成に向けた段階的かつ双方向性のあるコミュニケーション手法及びプロセスを設計する。

○個別ヒアリング

沿道住民及び沿道事業者を対象に、以下の内容について個別ヒアリングを実施し、現時点での意向把握及び今後の検討に資する基礎資料の整理を行う。

- ・事業計画の方向性、将来的な営業方針・更新予定等
- ・トランジットモール化の趣旨及び想定内容の説明
- ・基本設計成果の提示及び初期的意見の聴取
- ・出入口位置の変更可否、営業時間中の動線確保に関する要望
- ・駐車場利用実態及びピーク時間帯
- ・将来的な土地・建物利用に関する意向

また、交通事業者（バス会社、タクシー会社等）に対しては、トランジットモール化による運行への影響を踏まえた説明を行うとともに、運行上の課題、運行経路や停留所配置に関する制約条件、対応可能性等について初期的な意見・所見の収集を行う。

なお、本ヒアリングは、最終的な合意形成を目的とするものではなく、今後の段階的な検討及び合意形成プロセスに向けた基礎情報の収集・整理を主目的とする。

<2. エリアマネジメント組織の構築支援>

対象エリアにおけるエリアマネジメント団体（以下「エリマネ団体」という。）の構築について、持続的な運営及び道路空間の利活用推進の観点から、以下の事項について検討・提案を行う。

○エリマネ団体の役割・体制検討

対象エリアの特性及び道路空間再編後を見据え、持続可能な運営及びにぎわい創出の観点から、エリマネ団体の担うべき役割、業務内容及び実施体制等について検討・提案を行う。

- ・日常清掃、植栽管理、防犯等を含む維持管理業務の内容及び実施体制
- ・道路空間（滞留空間等）及び沿道と一体となった利活用方策（イベント利用、オープンカフェ等）
- ・持続可能な運営に向けた収益事業の可能性及び導入方策
- ・歩行者利便増進道路（ほこみち）制度等の活用可能性の検討並びに制度適用に向けた条件整理及び関係機関との調整の方向性
- ・沿道事業者、地権者、関係団体等との継続的な協議・調整体制のあり方

○組織形態の検討・提案

エリマネ団体の組織形態について、以下の観点から整理し、対象エリアに適した実現可能性の高い形態を提案する。

- ・任意団体、一般社団法人、まちづくり会社、指定管理、PPP/PFI 等の特徴及び利点
- ・将来の役割、事業規模、運営主体等を踏まえた適用可能性
- ・業務内容に応じた最適な組織スキームの検討

< 3. 報告書作成 >

上記 1, 2 の検討経緯、検討結果についてとりまとめ、報告書を作成する。

5. 打合せ協議

打合せは以下の区分により実施し、計 4 回を予定する。

- (1) 着手時
- (2) 中間 2 回
- (3) 完了時

打合せ記録簿は受注者が作成し、その都度提出するものとする。

6. 成果品

提出する成果品は次のとおりとする。

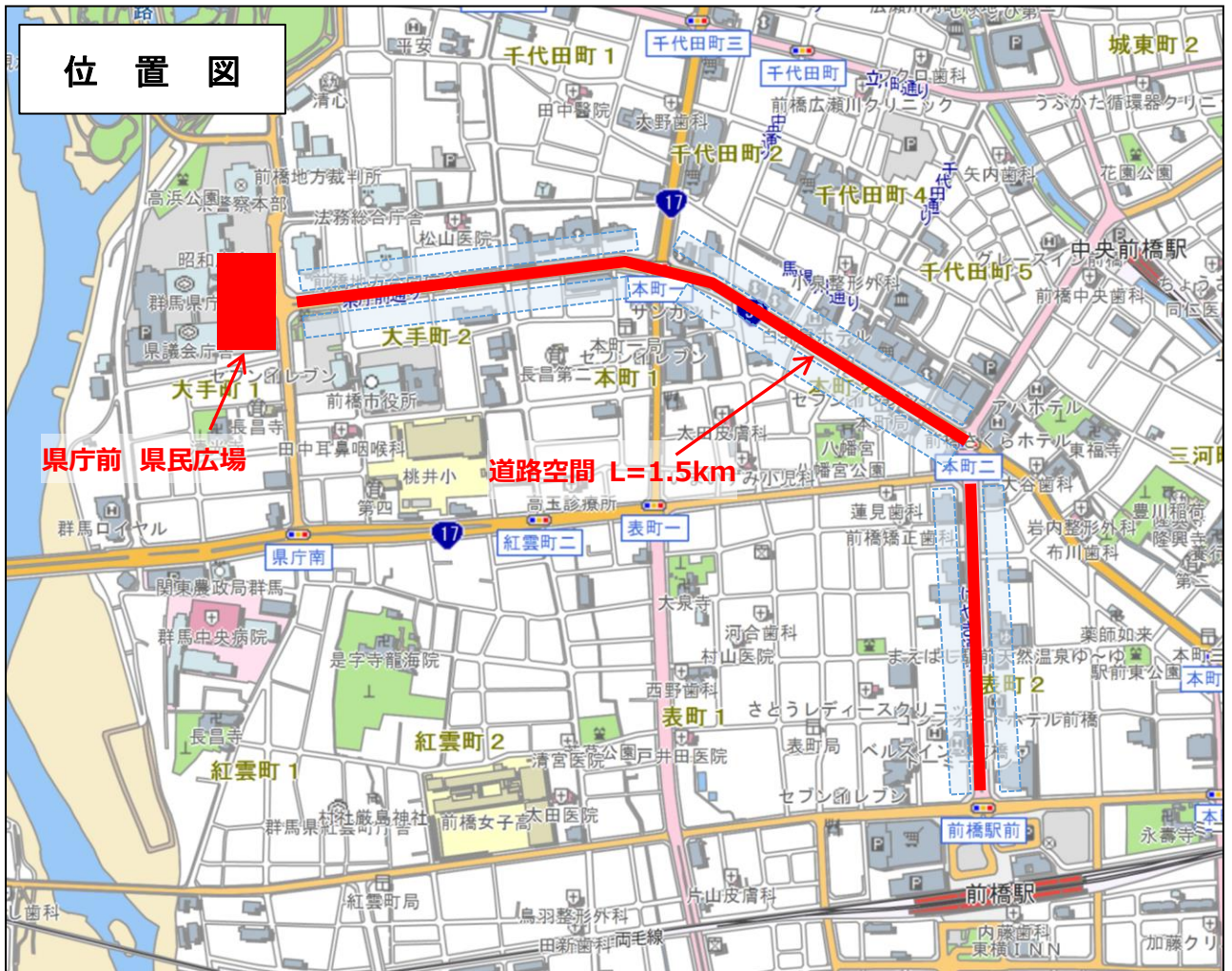
- (1) 報告書 (A 4 判) 製本・副本 各 1 部
- (2) 電子データ (CD-R または DVD) 2 部

7. 一般事項

- (1) 本業務により作成された成果物の著作権は、すべて群馬県に帰属する。
- (2) 管理技術者の資格要件は、「群馬県設計業務委託仕様書」(第 1107 条第 3 項)によらず、「技術士 (建設部門 : 都市及び地方計画)」、「RCCM (都市計画及び地方計画)」、「RLA」とする。
- (3) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。
なお、業務完了後においても受注者の責に起因する訂正、補足その他の措置が生じた場合は、受注者の負担により速やかにこれを行うものとする。
このほか、本業務に必要な資料については、発注者より貸与する。

【別添図面】

位置図



縮尺 1 : 10000

沿道対象範囲